消費者契約法施行規則及び消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令

（消費者契約法施行規則の一部改正）

第一条　消費者契約法施行規則（平成十九年内閣府令第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号ハ中「財団法人日本消費者協会」を「一般財団法人日本消費者協会」に改める。

（消費者安全法施行規則の一部改正）

第二条　消費者安全法施行規則（平成二十一年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号中「財団法人日本消費者協会」を「一般財団法人日本消費者協会」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第九十八号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の五の規定に基づき、地方債に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十一月一日

総務大臣　新藤　義孝

地方債に関する省令の一部を改正する省令

地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項第三号中「職制若しくは定数の改廃又は予算の減少のため、廃職若しくは過員を生ずることにより退職した職員又は」を「地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分を受けて退職した職員、」に改め、「受けて退職した職員」の下に「又は定年前に退職する意思を有する職員の募集に応じ、応募による退職が予定されている職員である旨の認定を受けて退職した職員」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十五年度以後に支給すべき退職手当の財源として起こす地方債から適用する。

○財務省令第六十号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百十四条、第百四十四条及び国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第三十九条の規定に基づき、出納官吏事務規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十一月一日

財務大臣　麻生　太郎

出納官吏事務規程等の一部を改正する省令

（出納官吏事務規程の一部改正）

第一条　出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第五項中「振込みができる旨、預託先日本銀行から資金前渡官吏に通知のあった日本銀行指定金融機関」を「振込みができる日本銀行指定金融機関として日本銀行が指定したもの」に改める。

第一号書式中「第１号書式」を「第一号書式」に改め、同書式備考に次のように加える。

６　日本工業規格Ｘ0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、２及び３にかかわらず、連続して接続した各片に共通する事項を印字する方法によることができる。

第二号書式備考を次のように改める。

備考

用紙寸法は、日本工業規格Ａ列６とすること。ただし、事務処理上、必要があるときは、日本工業規格Ａ列４とすることができる。

（特定の出納官吏の出納保管に関する特別取扱規則の一部改正）

第二条　特定の出納官吏の出納保管に関する特別取扱規則（昭和三十三年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

別紙第一号書式備考１中「おおむね縦11cm、横21cm」を「おおむね縦11cm、横21cm又は日本工業規格Ａ列４」に改め、同書式備考に次のように加える。

４　日本工業規格Ｘ0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、２及び３の規定は適用しない。

（国税収納金整理資金事務取扱規則の一部改正）

第三条　国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和二十九年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十九号書式備考１中「（４から６までを除く。）」を「、２、３及び７」に改め、同書式備考に次のように加える。

３　日本工業規格Ｘ0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、１において準用することとされた第２号書式備考２及び３にかかわらず、連続して接続した各片に共通する事項を印字する方法によることができる。

第二十号書式備考を次のように改める。

備考

１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列６とする。ただし、事務処理上、必要があるときは、日本工業規格Ａ列４とすることができる。

２　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○消費者庁告示第九号

家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第三条第一項の規定に基づき、電気機械器具品質表示規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年十一月一日

消費者庁長官　阿南　久

電気機械器具品質表示規程の一部を改正する告示

電気機械器具品質表示規程（平成九年通商産業省告示第六百七十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二第七号（一）中「日本工業規格Ｂ八六一五―一（エアコンディショナ―第一部：直吹き形エアコンディショナとヒートポンプ―定格性能及び運転性能試験方法）」を「日本工業規格Ｂ八六一五―一（エアコンディショナ―第一部直吹き形エアコンディショナとヒートポンプ―定格性能及び運転性能試験方法）」及び日本工業規格Ｃ九六一二（ルームエアコンディショナ）及びヒートポンプ―定格性能及び運転性能試験法）」及び日本工業規格Ｃ九六一二（ルームエアコンディショナ）の八・一（運転性能の試験）」に、「得られる」を「得られた」に、「マイナス五パーセント」を「マイナス三パーセント」に改める。

別表第二第七号（三）中「（百ボルト又は二百ボルトの電圧をいう。以下同じ。）」を削り、「日本工業規格Ｂ八六一五―一（エアコンディショナ―第一部直吹き形エアコンディショナとヒートポンプ―定格性能及び運転性能試験方法）」を「日本工業規格Ｂ八六一五―一（エアコンディショナ―第１部：直吹き形エアコンディショナ及びヒートポンプ―定格性能及び運転性能試験法）及び日本工業規格Ｃ九六一二（ルームエアコンディショナ）の八・一（運転性能の試験）」に、「プラス三パーセント」を「プラス三パーセント」に改める。

別表第二第七号（四）中「附属書三」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　平成二十六年十月三十一日までの間に電気機械器具の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によることができる。

○総務省告示第四百六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月一日

総務大臣　新藤　義孝

一　名　称　南スーダン現地支援調整所本部及び南スーダン派遣施設隊

二　国外派遣期間　平成二十五年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

三　派遣人数（概数）　三百五十人程度

四　派遣地域　南スーダン共和国

○総務省告示第四百七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月一日

総務大臣　新藤　義孝

一　名　称　南スーダン現地支援調整所ウガンダ班

二　国外派遣期間　平成二十五年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

三　派遣人数（概数）　十人程度

四　派遣地域　ウガンダ